

亀山市告示第61号

亀山市郵便入札実施要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市郵便入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が行う一般競争入札及び指名競争入札における書留郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施について、亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号。以下「規則」という。）及び亀山市指名競争入札執行規程（平成17年亀山市訓令第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施の判断)

第2条 郵便入札の実施については、入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）が判断するものとする。

(入札の公告)

第3条 郵便入札により一般競争入札を行おうとするときは、次に掲げる事項を併せて公告するものとする。

- (1) 当該入札を郵便によって行う旨
- (2) 入札書の提出方法
- (3) 入札書の到達期限
- (4) 入札書の送付先
- (5) この告示の規定に反して提出された入札書を無効とする旨

(入札書の提出方法)

第4条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書の到達日を配達日指定した上で、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により送付先に郵送で提出しなければならない。ただし、入札書を持参により送付先に提出することを妨げない。

2 郵送による入札書の提出は、次の方法による。

- (1) 入札書の送付に用いる封筒は、二重封筒とすること。

(2) 内封筒には、入札案件ごとに入札書を入れて封かんの上、表側に規則第12条に掲げる事項及び開札日時を表記すること。

(3) 外封筒には、入札書を入れた内封筒その他指定したもの（以下「入札書等」という。）を封入すること。この場合において、同一日に開札される案件に限り、入札書等を同一の外封筒に封入することができる。

(4) 外封筒の表側には「入札書在中」と記載し、裏側には封入した案件全ての入札件名、開札日時、入札参加者の住所及び氏名（法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を表記すること。

3 入札書を持参により提出するときは、外封筒への入札書等の封入を省略することができる。

（入札書の保管等）

第5条 市長は、郵送により入札書が到達したときは、外封筒を開封せず、送付の方法及び外封筒の記載事項を確認し、開札の日時まで鍵のかかる金庫等に保管する。

2 市長は、入札書が持参により提出されたときは、受領確認を行い、開札の日時まで鍵のかかる金庫等に保管する。

3 入札書は、書換え、差替え又は撤回をすることができない。

（入札の辞退）

第6条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、入札書の到達期限までに入札辞退届を提出しなければならない。

（開札の立会い）

第7条 市長は、郵便入札の開札を行うときは、入札参加者、入札参加者の代理人又は当該入札事務に関係のない職員を2人以上立ち合わせなければならない。

2 前項の規定により立ち会う者（以下「立会人」という。）は、外封筒の開封及び必要書類の確認を行うとともに、入札の終了後に入札立会確認書により当該郵便入札が適正に執行されたことを確認するものとする。

（開札）

第8条 郵便入札の開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において執行するものとする。

2 入札執行者は、開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、まず、立会人にくじを引かせて、落札者又は落札候補者（以下「落札者等」

という。)を決定するくじを引く順番について抽選を行い、その後に、立会人にくじを引かせて、落札者等を決定するものとする。

(入札結果等の連絡等)

第9条 入札執行者は、郵便入札により落札者等を決定したときは、速やかに入札参加者に電話その他確実な方法により連絡し、又は通知するものとする。

(再度入札)

第10条 郵便入札により落札者等が決定しなかったときは、再度の入札(以下「再度入札」という。)を1回に限り行うものとする。

2 再度入札を行う場合は、入札結果とともに、第1回目の入札において予定価格に最も近かった入札価格及び再度入札に必要な事項を、入札参加者に電話及びファクシミリにより速やかに連絡するものとする。

(入札を延期したとき等の措置)

第11条 市長は、郵便入札を延期し、中止し、又は取り消したときは、速やかに入札参加者に通知しなければならない。

2 市長は、郵便入札を延期した場合であつて、既に到達している入札書等があるときは、延期後の郵便入札の開札日時まで当該入札書等を厳重に保管するものとする。

3 市長は、郵便入札を中止し、又は取り消した場合であつて、既に到達している入札書等があるときは、速やかに当該入札書等を入札参加者に返却するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に実施する郵便入札について適用する。